

奈良県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 入野河原屋線
- 三 道路の区域

256		路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
後	前	吉野郡吉野町大字 河原屋四四三番一 先から 吉野郡吉野町大字 河原屋三五八番一 先まで			六・四 ） 九・九	六〇・〇 ） 六〇・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和五年九月十二日